

京都市告示第501号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年1月6日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
岩倉173号線	左京区岩倉花園町64番地の1地先から	旧	メートル 30.80	メートル 3.90 ~ 4.00
	同町91番地の4地先まで	新	30.80	6.00 ~ 6.01
吉祥院緯33号線	南区吉祥院高畑町25番地の15地先から	旧	33.40	5.80
	同町25番地の7地先まで	新	33.40	6.01
山ノ内36号線	右京区山ノ内北ノ口町23番地の3地先から	旧	49.40	2.40 ~ 2.60
	同町15番地の2地先まで	新	49.40	4.00 ~ 5.09
山ノ内55号線	右京区山ノ内北ノ口町25番地地先内	旧	88.60	1.40
		新	86.20	4.00 ~ 16.22
山ノ内152号線	右京区山ノ内西八反田町18番地地先から	旧	18.90	27.00 ~ 37.80
	同町1番地の1地先まで	新	18.90	27.00 ~ 37.80
小栗栖経29号線	伏見区小栗栖石川町24番地地先内	旧	1.10	0.65
		新	1.10	2.01 ~ 3.64

小栗栖経39号線	伏見区小栗栖石川町24番地の8地先から 同町24番地地先まで	旧	11.60	4.90 ~ 5.55
		新	11.60	6.00 ~ 6.05
久我10号線	伏見区久我西出町3番地の61地先内	旧	12.40	0.90
		新	12.40	2.68 ~ 2.77
羽束師21号線	伏見区羽束師菱川町157番地の22地先から 同町161番地の3地先まで	旧	61.60	0.60 ~ 2.20
		新	61.60	2.18 ~ 6.16
深草緯85の1号線	伏見区深草東伊達町104番地地先から 同町47番地の1地先まで	旧	45.00	2.60 ~ 3.55
		新	45.00	4.00 ~ 6.02
深草緯107号線	伏見区深草大亀谷東寺町56番地の8地先内	旧	9.70	4.05
		新	9.70	5.03

(建設局土木管理部道路明示課)